

令和6年度工芸制作体験普及事業委託者募集にかかる質問と回答

質問者 番号	質問	回答
1	<p>仕様書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(p.2)合計4時間以上を、2日にわたって実施する意図や背景を教えてくださいいただけますでしょうか。(特に、1日ではなく2日間の実施を前提としているのは、どのようなご理由でしょうか。)</li> <li>・(p.2)「学校及びそれ以外の団体」とありますが、「それ以外の団体」とは、具体的にどのような団体でしょうか。R5年度までに実施されていた「それ以外の団体」を教えてください。</li> <li>・(p.2)「それ以外の団体」について、例えば大阪市内の法人企業を対象とすることも、可能でしょうか。</li> <li>・(p.3)チラシ等を必要枚数準備するとありますが、大阪市内の公立小中高校すべてに、チラシを送る必要がございますでしょうか。</li> <li>・(p.3)R5年度の送付チラシ総枚数の実績値を教えてください。</li> <li>・当事業では、該当の工芸品自体を制作する必要がありますでしょうか。例えば、大阪市の伝統工芸品である刷毛を用いて、染めの体験・制作をするという内容は、可能でしょうか。</li> </ul>	<p>講義や制作体験等を実施するには4時間程度必要と考えております。参加者の集中力や会場確保等を考慮し、原則2回に分けて実施することとしていますが、参加団体が希望した場合は、1日にまとめて実施することも可としています。</p> <p>「それ以外の団体」とは、仕様書「4 対象者」に記載のとおり、大阪市内の地域子ども会、PTA、老人会等の地域で活動している団体を指します。事業開始の令和3年度以降、社会福祉協議会、子ども食堂、PTA、生涯学習推進員連絡会、地域活動協議会等の団体において実施しています。</p> <p>法人企業は対象として想定していません。</p> <p>お見込みのとおりです。手段につきましては仕様書7(4)の後半部分をご覧ください。</p> <p>令和5年度に送渡で配布した施設は学校も含め498施設です。これらの分として最低限500部以上をご用意ください。</p> <p>仕様書6(1)(ア)(イ)に記載のとおり、工芸品について学びを深める機会を設けるとともに、参加者に技術指導をしたうえで、制作体験を行っていただくということであれば可能です。ただし、当事業は参加団体が希望する場所で行う出前ワークショップですので、一般の家庭用下水道に排水しても環境に問題のない染料等を使用することを厳守してください。</p>
2	<p>(質問事項) ▼工芸品について</p> <p>①体験できる工芸品は、経済産業省が法律で指定している品目に限るのでしょうか？もし下記リンクのように、工芸品の基準などがありましたらご教示のほどお願いいたします。 <a href="#">伝統的工芸品 (METI/経済産業省)</a></p> <p>②大阪市の事業ですが、堺市など他地域の工芸品の体験でも可能でしょうか？</p> <p>▼募集要項 P6(4)企画提案書および経費見積書について 企画内容について、記載ページ数の上限等はございますでしょうか。また、上記の資料については、様式の提出ではなく、記載内容が盛り込まれたパワーポイント等を使用した書類で提出することは可能でしょうか？</p> <p>▼仕様書 P2(ウ)(エ)(オ)について 募集枠は20以上とし、1セット40名とあるので、800名の参加者がいることを認識しております。原則1セットを2日に分かるとなると、およそ40日の出張ワークショップになりますが、お間違い無いででしょうか。40日連続というよりも、遅くとも7月から開始し、1月2月を目処に全参加者に体験いただければよいのでしょうか。</p> <p>同じくP2(4)広報について ホームページでの事業紹介とございますが、貴市のHPを使用することを想定していますでしょうか？それとも受注側でLPなどの制作をする必要がございますでしょうか？</p> <p>P3(3)と(4) 事業者という表現について質問です。 (3)に関しては、工芸体験を引き受けてくださる事業者様のことでしょうか？またその場合、経費から謝金として引受事業者様に渡すことは可能でしょうか。</p> <p>また、(4)に関しては、受注者であると認識していますがいかがでしょうか。その際、チラシ配布にかかる費用は、見積書内に経費としては落とさず込むことが不可ということでしょうか？</p>	<p>経済産業省が法律で指定している品目に限定しておりません。</p> <p>可能です。ただし、仕様書6(1)(ア)「制作する工芸品の原材料は大阪由来のものを活用することが望ましい」と記載されていることを踏まえてください。</p> <p>企画内容について、記載ページ数の上限はありません。ただし、資料・書類等の提出は、指定された様式での提出に限りです。パワーポイントで作成した書類であっても、指定された様式に当てはまっていれば可です。</p> <p>お見込みのとおりです。参加希望団体と打ち合わせのうえ、履行期間内で、無理なく日程を調整してください。</p> <p>受注者側での制作になります。</p> <p>ここでの事業者とは、受注者を意味します。この項の意味する内容は、「受注者がワークショップに必要な材料を調達し、参加団体(参加者)はその材料費を負担する」ということです。再委託については仕様書11をご覧ください。</p> <p>ここでの事業者は、受注者を意味します。チラシ配布にかかる経費を見積書内に記載していただいても問題はございません。</p>

※質問事項は受付順に掲載。